

2011年11月10日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る
個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2011年10月31日付けで諮問（第488号）された介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

平成23年10月25日付けで神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項の規定「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」に基づき、捜査関係事項として介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

平成23年2月21日及び平成23年7月4日申請分の

- (ア) 介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書
- (イ) 認定調査票
- (ウ) 特記事項
- (エ) 介護認定審査会資料
- (オ) 主治医意見書

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外の提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項では「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定しており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認められたものであるが、その照会に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。

しかしながら、本件照会は捜査の適正かつ迅速な対応のため、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件介護保険被保険者が当署において捜査中の事件の被害者であり、被疑者は被害者が口座を開設している銀行である。被害者は、平成21年に当該銀行の被害者口座から数百万円の預金の引き出しがあったことについて、『預金の引き出し手続きは行っておらず、お金も受け取っていない。銀行が不正な手続きを行い、銀行にお金をだまし取られた。』と主張し、告訴に至った。藤沢警察署では、平成23年2月に本件を事件として受理し、被疑者である銀行を対象に捜査を進めてきたが、現段階で、被疑者である銀行の手続き上の過失・改ざん等は認められない。また、被疑者側は、被害者は平成20年頃に交通事故に遭い、それ以降言動が二転三転することがある、と

主張している。捜査機関としては、被害者の訴えの信憑性も含め、その意思能力・認知能力等の認識状態等を明らかにするための客観的資料として、被害者に関する平成21年以降の要介護認定に係わる資料を必要としている。ただし、捜査中の現段階では、被害者本人・家族等に被害者の認識状態等を確認することについては、被害者の主張を信用していないようにとらえられる可能性が高いため困難であり、今回の照会に至った。」とのことである。

本件の照会は、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をするうえで行われるものであり、正当な請求権を有するものによって行われたものである。

したがって、本件の目的外の提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うこととする。

(4) 提出資料

- ア 捜査関係事項照会書(写し)
- イ 要介護認定に係わる書類の写し
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件介護保険被保険者が当署において捜査中の事件の被害者であり、被疑者は被害者が口座を開設している銀行である。被害者は、平成21年に当該銀行の被害者口座から数百万円の預金の引き出しがあったことについて、『預金の引き出し手続きは行っておらず、お金も受け取っていない。銀行が不正な手続きを行い、銀行にお金をだまし取られた。』と主張し、告訴に至った。藤沢警察署では、平成23年2月に本件を事件として受理し、被疑者である銀行を対象に捜査を進めてきたが、現段階で、被疑者である銀行の手続き上の過失・改ざん等は認められない。また、被疑者側は、被害者は平成20年頃に交通事故に遭い、それ以降言動が二転三転することがある、と主張している。捜査機関としては、被害者の訴えの信憑性も含め、その意思

能力・認知能力等の認識状態等を明らかにするための客観的資料として、被害者に関する平成21年以降の要介護認定に係わる資料を必要としている。ただし、捜査中の現段階では、被害者本人・家族等に被害者の認識状態等を確認することについては、被害者の主張を信用していないようにとらえられる可能性が高いため困難であり、今回の照会に至った。」とのことである。

また、実施機関では、目的外に提供する個人情報の内容が当該捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上